

船舶更新に向けた航路診断業務 委託仕様書

1 業務名称

船舶更新に向けた航路診断業務

2 業務目的

広島県及び県内市町が補助する生活航路では、船舶の老朽化が喫緊の課題となっている。船舶の更新に向けて、航路を取り巻く現状や将来の見込みを踏まえ、航路の経営改善シナリオを策定する必要があることから、本業務を実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 対象地域

診断①：2島（診断②を実施する航路が所在する島単位） ※別途指定する

診断②：2航路 ※別途指定する

5 業務内容

(1) 診断①：島と本土を結ぶ海上交通の現状分析・将来予測

島と本土を結ぶ海上交通全体や島内の陸上交通を俯瞰した上で、各航路で残すべき又は充実させるべきサービスと、他の航路や陸上交通に委ねることができるサービスは何かを明らかにすること。

(ア) 島と本土を結ぶ海上交通の現状分析、将来予測

- ・地域の現状分析、将来予測（人口、生活拠点（学校・病院等））
- ・各航路の利用者数、自動車航送台数

(イ) 島内の陸上交通の現状分析、将来予測

- ・港から島内の拠点への陸上のアクセス（路線バス等の公共交通、物資運搬の道路状況）

(ウ) 各航路の特性（島の交通における役割）の特定（（ア）、（イ）の結果を踏まえて実施）

- ・利用者層：島内居住者、来訪者
- ・利用目的：生活利用（通勤、通学、通院）、訪問（ビジネス、観光）
- ・運搬物：生活物資、危険物、車両

(2) 診断②：航路改善シナリオの策定

診断①の結果に基づき、別途指定する対象航路について、航路改善シナリオを策定すること。航路改善シナリオには、下記（ア）～（カ）の内容を含めること。

(ア) 経営状況診断

- ・貸借対照表、損益計算書を基に経営状況診断
- ・航路の収支状況
- ・会社役員、従業員、船員

(イ) 経営改善シナリオの策定

- ・収支を改善するための運賃、ダイヤ、運航隻数、運航体制等の提案

(ウ) 新造船の機能・仕様策定

- ・将来予測を踏まえた新造船仕様

- (エ) 新造船導入効果の算定
 - ・燃費改善・修繕費削減等による効果
- (オ) 船舶更新可否の診断
 - ・上記の結果を踏まえて船舶更新可否を診断
- (カ) 船舶更新後の経営状況のシミュレーション

6 業務の実施方法

診断にあたっては、対象2航路について、それぞれ少なくとも計3回以上、県及び航路事業者、航路所在市町等との協議を行うこと。

7 業務の実施状況

(1) 業務工程表の提出

業務委託契約約款第3条に規定する業務工程表の提出は、別記様式第1号による。ただし、県の承諾を得て、任意様式によることができる。

(2) 実施状況の報告

本業務を円滑に履行するため、受託者は県と定期的に協議を実施すること。

なお、県は、業務の期間中、受託者に対し業務の実施状況の報告を求めることができる。

(3) 業務完了の通知

業務委託契約約款第30条第1項に規定する業務完了の通知は、別記様式第2号による。別途、業務実績報告書（様式任意）を添付すること。

(4) 委託料の請求

業務委託契約約款第31条第1項に規定する委託料の請求は、別記様式第3号による。

8 成果品

(1) 成果品

成果品は表1に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

表1 成果品目

No	項目	規格等	数量
1	航路診断結果報告書（診断①）	PPT/WORD 形式	2部
2	航路改善シナリオ（診断②）	PPT/WORD 形式	2部
3	事業実施報告書	PPT/WORD 形式	2部
4	上記電子データ	CD-ROM 形式	1枚
5	本業務により収集・作成した全てのデータ	CD-ROM 形式	1枚

(2) 納入場所

広島県地域政策局公共交通政策課（広島市中区基町10番52号）

(3) 秘密の保持

本業務に関し、受託者が県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

9 特記事項

(1) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

(2) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(3) その他

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と県が協議し、決定する。